

参考解答（意匠）

問題 I 問 1 (1)について

1. 拒絶理由について

出願前に「リュウさん」の着ぐるみ・ぬいぐるみが公知となっており、本願について、新規性（3条1項）及び創作非容易性（3条2項）の拒絶理由が想定される。

2. 新規性喪失の例外（4条2項）

新規性喪失例外の適用を受けることで、ぬいぐるみ等の公知行為について、3条1項に該当しなくなるため、拒絶理由を回避することができる。着ぐるみの公開等は、甲の行為に起因したものであり、基準時は公開より1年以内である（4条2項）。甲は、その旨の書面を出願と同時に、また、最初の公知行為について（同条3項但書）、30日以内に証明書を提出することに留意する（同項）。

3. 動的意匠（6条4項）

本件ぬいぐるみは、その機能に基づいて「S」から「L」の形状に変化することから、動的意匠として出願する（同項）。その際、願書には、意匠の説明の欄に動的意匠である旨及び物品の機能の説明を記載し（同項）、変化の前後がわかるような図面を記載すること留意する（意施規様式6備考22）。

問題 I 問 1 (2)について

乙のAの出願時において「リュウさん」のぬいぐるみは、他人甲の物品として著名である。よって、他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれがあるとの拒絶理由が通知されたものと考えられる（5条2号、17条1号）。

20

問題 I 問 2 (1)について

1. 乙は、出願Bについて、組物の意匠として出願することに留意すべきである（8条）。ここで、①ユニフォーム一式は「一組の衣服セット」であるため、経済産業省令で定める組物であり、②構成物品は、同時に使用される二以上の物品であり、また、③同一の亀の模様により同じような造形処理で表され、組物全体の統一がある。よって、Bに係る意匠は組物の要件を満たす。

2. 乙は、願書の作成における留意点として、①「意匠に係る物品」に「一組の衣服セット」と記載し、②図面は、組物を構成する各物品等のそれぞれについて6面図等を記載することに留意する。

問題 I 問 2 (2)について

1. 拒絶理由

ユニフォーム一式は、亀の模様により造形処理がされているが、ポシセットは無模様である。したがって、ポシセットは上記③の要件を満たさず、出願Cは、8条の拒絶理由を有する（17条1号）。

2. 必要な手続

乙は、Cの審査係属中に、ポシセット又はユニフォーム一式を分割出願すべきである（10条の2第1項）。上記の拒絶理由を解消し、C時の遡及効を得て（同条2項）、ポシセット及びユニフォーム一式について意匠登録を受けるためである。乙は、割出願と同時に当該分割に係る意匠を削除すべきである（特施規30条準用）。

40

問題 I 問 3 について

参考解答（意匠）

1. 乙は、意匠権について質権を設定することで、テーマパークにおいて「リュウさん」のぬいぐるみに係る意匠の実施を確保しつつ、金員の担保とすることができる（35 条 1 項）。
2. ぬいぐるみの意匠に係る意匠権は、甲及び乙の共有に係るため、乙は甲の同意を得なければ、その持分を目的として質権の設定を行えないことに留意すべきである（特 73 条 1 項準用）。また、質権の設定は、登録が効力発生要件であることに留意すべきである（特 98 条 1 項 3 号準用）。

問題Ⅱ問 1 について

1. 甲製品と意匠イとの関係について

意匠イに係る国際出願が国際公開されており、所定の警告後の、イと類似の甲製品の意匠の業としての実施にあたる製造販売（2 条 2 項 1 号）に対しては、補償金請求権が発生する（60 条の 12 第 1 項）。

また、イの出願の日後に製造開始したため、先使用权は成立しない（29 条）。

そこで、甲は、イについて仮通常実施権の許諾を受ける意思がある旨を乙に回答すべきである（5 条の 2 第 1 項）。許諾を受けることで、意匠権の設定登録時に通常実施権が許諾されたものとみなされるからである（同条 2 項）。

2. 甲製品と意匠ロとの関係について

イと同様、意匠ロとの関係においても、補償金請求権の行使を受けるおそれがある（60 条の 12 第 1 項）。しかし、甲は、意匠ロを知らないで独自に甲製品に係る意匠を創作し、ロに係る国際出願が甲製品の製造開始後にされているため、ロに係る国際出願の際現に日本国内において甲製品に係る意匠の実施であるフライパンの製造をしているため、先使用权を有し（29 条）、補償金請求権に対抗することができる。

よって、ロについては許諾が不要である旨を回答すべきである。

問題Ⅱ問 2 について

1. (i) の行為について

意匠権の侵害とは、正当な権原等なき第三者が、業として登録意匠と同一・類似の意匠の実施をすること又は一定の予備的行為をいう（23 条、38 条）。

丙製品に係る鍋の取手は、乙の鍋に係る登録意匠ハと物品の用途・機能が非類似であるため、丙製品に係る意匠とハは非類似であり、直接侵害は成立しないが（23 条）、丙製品の製造は、ハに類似する意匠に係る鍋の製造にのみ用いる取手の業としての製造にあたるため、丙の行為は、形式的に乙の意匠権の間接侵害を構成する（38 条 1 号イ）。

しかし、丙による製品の品質評価のために少数の試作品の製造は、試験又は研究のためにするものであり、意匠権の効力が及ばない（特 69 条 1 項準用）。

よって、(i) の行為は、ハに係る意匠権の侵害を構成しない。

2. (ii) の行為について

(i) の行為と同様に、丙の量産行為は、乙の意匠権の間接侵害を構成し（38 条 1 号イ）、乙に正当な権限等は認められない。

よって、(ii) の行為は、ハに係る意匠権の侵害を構成する。 以上